

## 米国預託証券の保有者の皆様が公開買付けに応募する際の手続きの概要について

2020年9月29日、日本電信電話株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、当社の発行済普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）及び米国預託証券（以下「本米国預託証券」といいます。）を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施する旨を発表いたしました。また、同日、当社は、「当社親会社である日本電信電話株式会社による当社株式等に対する公開買付けに係る賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」（以下「本お知らせ」といいます。）のとおり、本公開買付けに係る賛同意見を表明いたしました。本米国預託証券は、バンクオブニューヨークメロン銀行（以下「本預託銀行」といいます。）により米国で発行され、本米国預託証券1個が本預託銀行に預託された当社普通株式1株の所有権を表章しております。

本資料は、本米国預託証券の保有者（以下「本保有者」といいます。）の皆様に対して、本公開買付けに応募する際における一定の手続き上の重要事項についてご案内するものです。

### ■ 本米国預託証券に関する手続きの概要について

本お知らせに記載のとおり、公開買付者は、本保有者からの本米国預託証券自体の応募の受け付けは行わず、本米国預託証券が表章している当社普通株式の応募の受け付けを行うとのことです。したがって、本公開買付けへの応募を希望する本保有者の皆様においては、事前に、本米国預託証券を本預託銀行に引き渡し、かかる本米国預託証券に表章されていた当社普通株式の交付を受けた上で、ご応募をいただく必要がございます。また、本公開買付けへの応募のためは、公開買付者の公開買付代理人である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「公開買付代理人」といいます。）における口座開設及び口座振替の手続きが必要となります。

これらの手続きには、相当な日数がかかる場合もございますので、本公開買付けへの応募を希望する本保有者の皆様においては、確実に応募がなされるよう、お早め必要な手続きをお取りください。

### ■ 当社普通株式の交付を受ける手続きについて

本保有者は、本米国預託証券の証拠証券（以下「本証拠証券」といいます。）を本預託銀行に提出し、本預託銀行が定める手数料及び適用のある税金等（もしあれば）を支払うことにより、当社普通株式の交付を受けることが可能です。

本預託銀行への本証拠証券の提出及び当社普通株式の交付は、取引ブローカー・ディーラーを通じて、次の手順で行われます。

- 1) 本証拠証券を本預託銀行の DTC（Depository Trust Company）口座 2504 番に移転。その際にコメント欄に”See email instructions.”と記載。

- 2) ブローカー・ディーラーの会社レターヘッド付きで次の内容を含む交付指示書を作成。
  - a) 証券名：NTT ドコモ株式会社
  - b) CUSIP 番号：62942M201
  - c) 本証拠証券の数
  - d) 本証拠証券の移転元の DTC 口座番号
  - e) 日本において当社普通株式の交付を受ける金融機関に関する情報
- 3) ブローカー・ディーラーのグループメールアドレスから、少なくとも 1 名をコピーに入れた上で、交付指示書を [drinstructions@bnymellon.com](mailto:drinstructions@bnymellon.com) 宛に送信。交付指示書の提出が完了した時点で、その旨を [drsettlements@bnymellon.com](mailto:drsettlements@bnymellon.com) 宛に連絡。
- 4) 本預託銀行が本証拠証券を受領した時点で、本証拠証券 1 個あたり 0.05 米ドルの解除手数料及び 17.50 米ドルの電信手数料の引き落とし。
- 5) 本証拠証券、適式な交付指示書及び手数料の受領後、本預託銀行は当社普通株式の保管機関である株式会社三菱 UFJ 銀行に対して、交付指示書において指定された金融機関への口座振替を指示。

本証拠証券、交付指示書及び手数料の受領から口座振替の指示がなされるまでは、通常 2 営業日程度要します。また、口座振替の指示がなされてから口座振替手続きが完了するまでには、通常 4～5 営業日程度要します。

本預託銀行への本米国預託証券の提出及び当社普通株式の交付の手続きに関するご質問は、本預託銀行の以下のお問合せ先までお願いいたします。

<預託銀行> バンクオブニューヨークメロン銀行

<米国預託証券問合せメールアドレス> [adrdesk@bnymellon.com](mailto:adrdesk@bnymellon.com)

#### ■ 本公開買付けへの応募手続きについて

本公開買付けへの応募手続きに関しては、公開買付代理人が別途作成した「株式会社 NTT ドコモ株式に対する公開買付に関する応募手続きのご案内」を参照いただきますようお願いいたします。

#### ■ 本公開買付けに応募をしない場合の取扱いについて

本お知らせに記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けの結果、公開買付者が買付予定数の下限を上回る当社普通株式を取得したものの、当社普通株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下のいずれかの方法により、当社普通株式の全てを所有するための手続を実施することを予定しているとのことです。

すなわち、本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の 90%以上となった場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済

完了後速やかに、当社の残存株主に対し、その所有する当社普通株式を売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定とのことです。公開買付者がその旨を当社に通知し、当社が取締役会の決議により株式売渡請求を承認した場合には、残存株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、残存株主が所有する当社普通株式を取得することになります。公開買付者は、当該株主の所有していた当社普通株式の対価として、各株主に対し、本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同額の金銭を交付する予定とのことです。

他方、本公開買付けが成立したものの、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、当社普通株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）を付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を、2021年1月頃を目途に開催することを当社に要請する予定であり、公開買付者は、本臨時株主総会において、当該議案に賛成する予定とのことです。本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、当社の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の当社普通株式を所有することとなります。株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、当社の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する当社普通株式を当社または公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する当社普通株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった当社の株主に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを当社に要請する予定とのことです。また、当社普通株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者が当社普通株式の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の所有する当社普通株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定とのことです。

株式売渡請求または株式併合後の売却の対象となる当社普通株式には、本米国預託証券に表章され、本預託銀行が保有する当社普通株式も含まれていますので、いずれの場合においても、本預託銀行に対しては、本公開買付価格に当該当社普通株式の数を乗じた金額に相当する金銭が交付される予定とのことです。この場合、本米国預託証券の各保有者に対しては、その保有する本米国預託証券の数に応じて、本預託銀行より、預託契約に従い、本預託銀行が交付を受けた金銭を米ドルに換算（1セント未満を四捨五入）した金額から本預託銀行の手数料及び適用のある税金等（もしあれば）を控除した金額の金銭（以下「売買代金」といいます。）が交付される予定とのことです。売買代金の交付は、本預託銀行が当社普通株式の対価を受領した後、実務上可能な範囲で速やかに実施されるとのことです。

売買代金の交付に関する手数料として、本預託銀行は、本米国預託証券1個あたり0.05米ドルの解除手数料を引き落とすとのことです。売買代金の交付を受けるためには、本保有者は、本預託銀行に対して本証拠証券の提出をする必要があります。もっとも、Direct

Registration System またはブローカー口座において保有される本米国預託証券に関しては、自動的に売買代金との交換がされることとなります。なお、本米国預託証券に係る預託契約は、本預託銀行が解除の通知をしてから 90 日後か、残存する本米国預託証券がなくなった日の、いずれかの早い時点で終了することとなります。

■ その他の手続き事項について

本お知らせに記載のとおり、株式売渡請求または株式併合の各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、前者の場合は裁判所に対する価格決定申立て、後者の場合は当社に対する株式買取請求及び裁判所に対する価格決定申立てを行うことができる旨が定められております。本預託銀行は、本保有者のためにこれらの権利を行使することは致しません。本保有者がこれらの権利を行使しようとする場合には、事前に、本預託銀行から当社普通株式の交付を受け、その上で適用される会社法その他の法令の定めに従った手続きを行う必要があります。法令の解釈によっては、手続きの種類に応じて、株式売渡請求の通知若しくは公告、又は、株式併合に係る株主総会決議までに、当社普通株式の交付手続きを完了しなければならないとされる可能性があります。

上記各権利の行使を検討する本保有者の皆様においては、必要な手続きについて自らの責任にて弁護士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。また、本公開買付けへの応募または株式売渡請求あるいは株式併合の各手続における税務上の取扱いについても、本保有者の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

以 上